

## 新型コロナウイルス感染症について

- 出席停止期間 「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」  
 ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。  
 ※もし無症状でも検査をして陽性が出た場合も、同じように5日を経過するまでを基準とします。  
 ※出席停止解除後、発症から 10 日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨しています。
- 濃厚接触者は問いません。

同居しているご家族等の感染が確認され、発熱などがあっても、生徒自身の体調がいつも通りであれば、欠席する必要はありません。

